

3月教育長定例記者会見 結果概要

日時 令和3年（2021年）3月24日（水）午前11時から11時30分まで
場所 新館4階 教育委員会室

（教育長）

皆さんおはようございます。本日もよろしくお願いたします。3月も終わりになりまして、教育長室の隣にも桜がありまして、大分花が咲いて参りました。そういった中でいよいよ今月も終わりということですが、記者会見、よろしくお願いたします。

まずはじめに、本日記者発表資料として御提供させていただいておりますが、令和3年度のびわ湖フローティングスクール児童学習航海についてお知らせをいたします。資料を御覧いただきたいと思います。令和3年度のびわ湖フローティングスクールにつきましては、4月21日から航海ができるように準備をしまいましたが、現時点において新型コロナウイルス感染症の状況が見通せないために、航海の開始を5月24日からに変更させていただくことといたしました。なお、航海の日程につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、また4月に改めて判断をさせていただく予定でございます。なお、このことに伴いまして4月21日から5月22日までの11の航海は、延期して実施することといたします。

私といたしましては、フローティングスクールは滋賀の子どもたちにとって大変貴重な学習の場であると考えておりまして、できるだけその経験を子どもたちにさせてあげたいという思いをもちしておりますので、航海のスケジュール上、全ての小学生ということがございますので、全ての航海が1泊2日でできる期限である5月22日までの航海の延期を決定したところでございます。その後につきましてはまた改めて判断をさせていただきます。

それでは本日の話題提供等に移らせていただきます。配布資料を御覧いただきたいと思います。おめくりいただきまして2ページは3月から4月の広報事項でございますので、また機会がございましたら取材等で発信していただければ幸いです。それでは、本日は話題提供4点を私の方からお話をさせていただきます。

まず1点目でございます。お手元の資料の3ページと、少し小さいDVDのリーフレットを御覧いただきたいと思います。今年度作成しました、「読み解く力」実践事例DVDについてお話をさせていただきます。このDVDにつきましては、教育大綱の重点で進めております「読み解く力」の視点を踏まえた授業づくりにつきまして、県内の先生方への普及を図るとともに、全ての先生方が「読み解く力」の視点を踏まえた授業を実践していただくための資料として作成したものでございまして、県立を含む公立の小中学校および義務教育学校、市町の教育委員会に各1部ずつ、既に発送したところでございます。

内容でございますが、今年度の読み解く力プロジェクト研究委員という形で先生方に研究を進めていただいておりますが、10人の授業を撮影し、児童生徒が「読み解く力」を発

揮している姿を約 10 分にまとめて収録をさせていただいております。

お手元にお配りしておりますリーフレットは、DVDに収録している、「読み解く力」を發揮する児童生徒の姿をまとめたもので、こちら全ての先生方に配付しております。

それでは、少しお時間をいただいて、実際に DVD に収録している授業を御覧いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。今回御紹介するのは大津市立長等小学校の 1 年生の国語科で、「『びっくり！生き物のひみつ』を友だちに説明しよう」というものでございます。最初に見ていただくのは、児童が学習したことを生かして、自分が選んだ図書資料から「びっくり」を見つける「発見・蓄積」の姿でございます。

(DVD 映写)

次に、見つけた「びっくり」を、ペアで交流しながら「分析・整理」する姿でございます。

(DVD 映写)

(教育長)

一部しか御覧いただいていないので、全体の流れが分かりにくいと思っておりますけれども、作成しました DVD は、県教育委員会の指導主事による学校訪問等で活用するほか、来年度、各市町の研修や校内研究、校内研修で活用していただくなど、県内の全ての先生方がこの DVD を見て、「読み解く力」の視点を踏まえた授業の実践を進めていただきたいと考えているところでございます。

あわせて、資料の (2) に書いてございますが、児童生徒の「学ぶ力」の向上に向けて、「第Ⅱ期 学ぶ力向上滋賀プラン」の 3 つの視点であります「授業づくり」「学習集団づくり」「学校づくり」の 3 点において効果を上げている学校や市町の実践事例を紹介する冊子を作成いたしまして、DVD 同様全ての小中学校および義務教育学校に配付をしております。各学校における「学ぶ力」の向上に向けた取組の改善に活用していただきたいと考えております。

それでは、次の話題提供でございますが、お手元の資料の 4 ページと、このチラシを御覧ください。本年 4 月に、県内 4 校目の高等養護学校として北大津高等養護学校が開校いたします。高等養護学校につきましては、知的障害の程度が比較的軽い生徒を対象として、県立高等学校に併設するかたちでこれまでに 3 校設置してまいりましたが、大津・湖西地域にはございませんでしたので、御要望もいただいておりましたので、今回開校させていただきました。

北大津高等養護学校での教育方針は、お手元の資料にもありますように、北大津高校と同じ日課で生活し、学習活動の一部やクラブ活動を一緒に行う中で、高等養護学校の生徒と高校生が互いを認め合い、共に学ぶことを大切にする、いわゆるノーマライゼーションの理念を実現したいと考えているところでございます。具体的な教育課程でございますが、学科を「しごと総合科」としておりますように、職業的自立を目指しまして、職業に関わる専門課程の学びを通して、専門的・系統的な教育活動を進めてまいりたいと考えております。

また、特に地域の農業でありますとか、福祉施設や観光業に携わる方々の御協力を得なが

ら、現場の実習などを通じて、社会の中での実践的な学びができるよう進めてまいりたいと考えております。

お手元の資料の下にございますように、入学式は、多くの県立学校同様 4 月 8 日となっております。北大津高等養護学校と北大津高校が合同で入学式を行う予定でございます。報道機関の皆様方にも取材をいただければ幸いです。なお、取材しようと思っただけの報道機関につきましては、4 月 1 日以降に北大津高等養護学校まで事前にご連絡いただきますよう御協力よろしくお願いたします。

以上が北大津高等養護学校の関係でございます。

次の内容でございますが、お手元の資料の 5 ページと、家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」を御覧いただければと思います。このリーフレットを県の教育委員会として作成しましたので紹介をさせていただきます。

子どもたちとインターネットを巡っては、従来より段々と年齢が低くなってきているところでありますけれども、今回のコロナ禍におきまして、家庭での利用頻度や時間が増えてきているということもございまして、生活習慣や健康への影響が懸念されております。

子どもたちが適切にインターネットと付き合えるようになるためには、子どもの発達や利用内容に応じた、保護者の皆さんの関わりが必要でございますので、保護者として気をつけたいことや、子どもと関わる視点などをまとめた家庭教育リーフレットを作成したところでございます。お手元に配布しておりますように、全部で 8 ページございますが、最初の 3 ページのところは「乳児の保護者へ」とありまして、「幼児の保護者」「小学校」「中学校」「高校生の保護者へ」となっております。子どもの発達段階ごとにページを分けて、それぞれのポイントやアドバイスを、イラストやデータ等とともに掲載させていただいております。ネットの利用が低年齢化していると申し上げましたけれども、乳児の保護者様から見ていただける内容となっているのが、一つの大きな特徴ではないかと考えております。また、このリーフレットにつきましては、スマホ等からも手軽に御覧いただけるよう、滋賀県学習情報提供システムであります「におねっと」に掲載することとしております。

いじめや人権、ネットゲームの課金トラブル相談窓口など、保護者の皆様の安心につながる情報も掲載しておりますので、子育てに不安を感じたり、手助けが必要になったりしたときには、一人で抱え込まず、相談窓口や周りの人に相談をしていただきたいと思いますと考えております。

その他、学校や PTA、地域、事業所等での研修会等でも大いに活用いただけますように、このリーフレットを配付して、周知を図ってまいります。また、次年度の保護者向け情報誌「教育しが」にも掲載するなど、多くの保護者の皆様に読んでいただけるように取り組んで参る所存でございます。

子どもの基本的な生活習慣や豊かな心を育むため、家庭というものが基盤となるように、引き続き家庭教育の支援に努めてまいります。

それから、最後でございますが、資料の 6 ページ、7 ページを御覧いただければと思いま

す。高校生の読書率向上プロジェクトとしての「しがはいすくーるおすすめ本 50 選」について最後に紹介をさせていただきます。

読書につきましては、小学校中学校高校と、学校段階が進むにつれて読書をする子どもの数が低下している現状がございますので、この取組は平成 28 年から始めておりまして、「しがはいすくーるおすすめ本 50 選」という形で高校生が読書に少しでも取り組んでいたできるように進めているものでございます。

やり方といたしましては、県内の高校生を対象にして、自分の心に残った本を同世代に紹介する文章を 200 字以内で募集するものでございまして、審査も高校生自身が行うというところに特徴がございます。同じ世代が本を紹介し合うことで、本に対する興味・関心を喚起し、読書のきっかけになることを期待して取り組んでいるものでございます。

本年度は、(3)にございますように、県内 21 校から、計 1,997 編の応募がありまして、映画化・ドラマ化されたものなど、メディアで話題となったものが多くございますが、太宰治や夏目漱石などの文学作品や、心理学などの本も入っているところでございます。

お手元の資料(5)に一例として紹介させていただいているのは、応募作品中、最も多かった本「君の臍臓をたべたい」と物語作品以外で「続ける脳 最新科学でわかった！必ず結果を出す方法」の 2 編を紹介させていただいております。

この取組は 5 年目を迎えましたが、読書が苦手な生徒や、あまり本に関心がない生徒にとっても、「自分と同じ高校生が選んだ本」は、大人が勧めるものとは違う親近感があって、本を手取るきっかけになりやすいという感想もいただいているところでございます。

また、学校現場ではこの取組を国語表現の授業に取り入れたり、各自が書いた文章を紹介し合うグループワークを行ったりして、授業で活用もされているとも聞いております。なお、優秀作品 50 編については、先ほど申し上げました「におねっと」でも公表しておりまして、資料にあります二次元コードを読み取っていただくと、御覧いただけるようになっております。次年度にはこれを掲載したポスターを作成しまして、県内の公立・私立の高校等に配付するとともに、学校図書館、また公立図書館などと連携して、高校生の皆さんの読書への関心を高めて、読書を促す取組をしっかりと進めてまいりたいと思います。

私からの話題提供は以上でございます。

(産経新聞)

フローティングスクールのことでおうかがいします。4月21日というのは結構先の話だと思うのですが、なぜ、このタイミングで判断されたのか。

あと、どういう状況になったら通常どおりできると判断できるのか、教えていただけますでしょうか。

(教育長)

まず、4月21日というと1か月弱先ですけど、1泊2日でやりますと、子どもたちの夜

のご飯や朝のご飯を食べることになりまして、その食材を用意をしなければなりませんので、急にやめるとなると食材を提供していただいている業者の皆様にご迷惑がかかりますので、この段階で、約1か月前の段階で判断をさせていただいたということでございます。

どうなったらできるのか、は、すごく難しくございます。ただ、今、滋賀県の新型コロナウイルス感染症のつきあい方では注意ステージの2になっていると思います。その次のステージに行くというのは、病床の利用率や患者の発生率等は厳しい状況にあると思います。私も会議に出席しておりますので認識しておりますけど、今少し、状況を見ながら、ステージ判断を一つの判断材料として考えながら、4月の中旬には、先ほども申しましたが5月の24日からするには約1か月前に判断する必要がありますので判断をさせていただこうとは思っております。

(産経新聞)

5月以降、全ての学校で5年生が参加できるぎりぎりのタイミングだというお話ですが、コロナ以外にも天候不順とかで延期も予想されますが、5月以降順延になった場合の考え方は、順延になった当該の学校が宿泊がなくなるのか、他の学校も含めて日帰りや宿泊のまぜこぜになるのでしょうか。

(教育長)

フローティングスクールは県が行って全ての小学校5年生に参加していただいている事業ですので、県内の小学校5年生の子どもたちが同じ体験をしてもらうというのが基本にあると思っております。そういう意味におきまして、天候が悪くて船が出せないときは、後に予備日を設けていますので、そちらの方に振り替えていただくということで、当初予定している学校は順番にやっていただき、できないものは予備日に1泊2日で入っていただくと考えております。

1泊2日が厳しいとなると、基本は今年のような日帰りになると思いますが、そのときは、今の小学校5年生の子どもたちは全て日帰りでフローティングスクールを体験して形になるのかと今のところは考えております。

(産経新聞)

コロナの状況で4月21日にやっぱり厳しいとなったら、その時点で、それ以降冬まで全員日帰りになるという。

(教育長)

そうです。その判断は4月にさせていただきます。

(毎日新聞)

確認も含めてなんですが、現時点で、5月22日までの航海について、延期にされたというのは、注意ステージの中では安全性が担保されないからという理由になるのでしょうか。

(教育長)

1泊2日という形になると、泊ということになります。そうすると、皆さんが部屋の中で寝て、長時間つきあうということですので、今の感染状況を見ますと、4月21日から1泊2日でやりましょうという判断をするのは厳しいと考えたところでございます。

(毎日新聞)

分かりました。では、11航海というのは、何校の生徒さんが参加されますか。

(びわ湖フローティングスクール所長)

学校数で言うと、30校になります。

(中日新聞)

再開する基準というのは、ステージ1にならないと再開が難しいと考えているのか、今のままの注意ステージでもほかの基準によっては再開することもあるのか。

(教育長)

注意ステージの下ステージ、第1ステージというのは、今の状況では、あと1か月では、皆さんも感じられていると思いますが、私はなかなか厳しいのではないかと思います。特に、一般病床の利用率であるとか患者の陽性率であるとかいろんなものがですね。その辺は、1泊2日でやるにあたって、最終的には県の医療、保健衛生部局と、その段階で相談をさせていただきます。あわせて、市町立の小学校の5年生の子どもたちが来ますので、1度、2月に聞いているのですが、改めて19市町の教育委員会の皆さんの御意見もしっかり聞いて、注意ステージの下第1ステージにならないと絶対に1泊2日をやらないとは今のところは考えておりませんが、そのへんの状況が今よりどのくらい改善しているのかということを見ながら、保健衛生部局の専門家とも相談をして、市町とも御相談して決めたいと考えてございます。

(産経新聞)

読み解く力のことについて、そもそもこれを作ろうということになったのは、これに課題を感じたからだだと思いますけれども、現状、どういうところが課題になっていて、何年までにどう持っていくのか教えていただけますでしょうか。

(教育長)

読み解く力を育成しようというのは、今の滋賀の教育大綱、第3期滋賀県教育振興基本計画の中にしっかりとうたっているのですが、進め方としてステップを踏んで進めていくというのがありましたので、2年目はコロナがあっとうまく進めなかったところが若干あるんですけども、まずは、どんな形の授業をしていけば「読み解く力」が子どもたちに付くのかというのを、いろんな教科や学年で研究を進めてきていただいております。その研究した授業の内容を県内の全ての小中学校の先生方に実際に見ていただいて、それぞれの学校で実践していただくというステップが次のステップだと考えていましたので、この研究の内容をDVDでまとめて、実際に見ていただいて、各小中学校の先生方に考えていただくという段階を踏んでいる途中のものがこのDVDだと考えていただければと思います。

(産経新聞)

学力テストなどの傾向でどう、という問題ではないのですか。

(教育長)

もともと、「読み解く力」はなぜ必要なのかと考えたときに、御質問にありました全国学力・学習状況調査の問題でも、単に知識だけを聞くのではなくして、文章を読んで、そこから何かを引き出して、それで考えて答えを出していくというのがこれからの教育で必要だということで、「読み解く力」というものを子どもたちに付けていただくための取組を進めているというところでございます。

(中日新聞)

小学校で体操着の下に下着を着るのを禁止というルールについてなのですが、基本的には市町だと思っておりますが、国からも通知が出たと伺っているので、県の対応と教育長の御所感を聞かせていただければと思います。

(教育長)

新聞等を見ますと、まずは川崎市の小学校の例として報道されていたかと思っております。今、国からということでございますけれども、3月18日にスポーツ庁から各都道府県の教育委員会等に通知がまいりましたので、それを受けまして、県立の特別支援学校と市町教育委員会に通知をさせていただいたところでございます。

状況を担当課から聞いていますと、県内の市町で体操服の下に肌着を着るのはだめですと通知を市町の教育委員会が出しているということはないということです。県からも、そういった通知は出しておりません。ただ、この報道後にですね、でも、そういう取扱をしている学校があるんだけどな、というお問い合わせがあったということも聞いておりますので、この点につきましては、各学校で今回の通知内容等も見てですね、今の社会通念上合理的なのかということを各学校でしっかり考えていただいてですね、子どもたちがどう思う

だろうと。やっぱり子どもたちの立場に立って考えていただくことが非常に大事ですので、子どもたちが嫌だなと思うことは当然直していく必要があると私は考えております。

(中日新聞)

県内の学校でもそういうルールを設けているところがあるっていうところは確認されてるという理解でよろしいですか。

(保健体育課長)

報道があって、親御さんから、何人か連絡がありました。

聞いていると、学校だよりでそういった趣旨の案内をされていると。そして、これでいいのかと自分も思っていたということがありました。

その該当の市町については、その市町の教育委員会の方からスポーツ庁の趣旨の文書を出されて、そういう取り扱い、配慮をしたと聞いております。

(読売新聞)

確認なんですけども、親御さんから連絡が、学校だよりにそのような趣旨の、肌着を体操着の下に肌着を着てはいけないという趣旨、内容の学校だよりがあったってということなんでしょうか。

(保健体育課長)

禁止ということではなく、ある程度汗をかきますが、そのときに、どうしても不潔になるだとか、衛生上のことがあるので、できれば体操服の下には肌着を着けずに、というような意味合いで、禁止というようなニュアンスではなかったと聞いています。

(中日新聞)

できれば肌着を着けずという内容ということですか。

(保健体育課長)

はい、そういった内容ですね。

(中日新聞)

スポーツ庁の通知というのが、ちょっと改めてなんですけど、どういう内容のものだったということなんでしょうか。

(保健体育課長)

体育の授業における肌着の取扱いに関して、小学校において、社会通念に照らして必要か

つ合理的なものとなっているか、児童の心情や保護者の意見を尊重したものになっているか、などの点検は行ってくださいと。

適切でないとは判断するときは必要な見直しを行うようにお願いします、といった趣旨の文書です。

(中日新聞)

わかりました。

県として各市町に確認したという、結局確認されてるんですか。そこはされてないということですか。

(保健体育課長)

まず、教育委員会から傘下の学校に対してそういう通知を出してるかどうかを確認しました。それは19市町にはありませんでした。

そこまでかとしてたんですけど、そのあと、テレビ報道が幾つかあって、親御さんから、いや、私のところもそういうことありますよ、というようなことがありましたので。

個別に聞いただけであり、悉皆で聞いているわけではありません。

(中日新聞)

わかりました。

各市町の教育委員会に通知を出されているかを確認していて、そこはなかったということなんですね。

(保健体育課長)

県を含めて、それはありませんでした。

(中日新聞)

県の立場としてはスポーツ庁の通知に則るといふか同じ立場でということによろしいんですか。

(保健体育課長)

そうですね。